

令和6年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和6年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（1）令和5年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は18件、契約金額は6億24百万円となった。このうち、競争性のある契約は15件（83.3%）、5億38百万円（86.1%）、競争性のない随意契約は3件（16.7%）、87百万円（13.9%）となった。

競争性のない随意契約3件は、特定の者からでなければ調達することができない案件（事務所移転関係2件、情報システム関係1件）であった。

表1 令和5年度の信用基金の調達全体像

（単位：件、億円）

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	(61.9%) 13	(94.8%) 16.42	(61.1%) 11	(72.0%) 4.49	(△15.4%) △2	(△72.6%) △11.93
企画競争	(4.8%) 1	(0.4%) 0.08	(22.2%) 4	(14.1%) 0.88	(300.0%) 3	(1062.7%) 0.81
競争性のある契約（小計）	(66.7%) 14	(95.2%) 16.50	(83.3%) 15	(86.1%) 5.38	(7.1%) 1	(△67.4%) △11.12
競争性のない随意契約	(33.3%) 7	(4.8%) 0.83	(16.7%) 3	(13.9%) 0.87	(△57.1%) △4	(4.4%) 0.04
合 計	(100.0%) 21	(100.0%) 17.33	(100.0%) 18	(100.0%) 6.24	(△14.3%) △3	(△64.0%) △11.09

（注1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）比較増△減の（ ）書きは、令和5年度の対4年度伸率である。

（2）令和5年度に1者応札・1者応募となった契約案件はなかった（表2）。

表2 令和5年度の信用基金の1者応札・1者応募の状況

（単位：件、億円）

		令和4年度		令和5年度		比較増△減	
2者以上	件数	14	(100.0%)	15	(100.0%)	1	(7.1%)
	金額	16.50	(100.0%)	5.38	(100.0%)	△11.12	(△67.4%)
1者以下	件数	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	金額	0.00	(0.0%)	0.00	(0.0%)	0.00	(0.0%)
合 計	件数	14	(100.0%)	15	(100.0%)	1	(7.1%)
	金額	16.50	(100.0%)	5.38	(100.0%)	△11.12	(△67.4%)

（注1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）合計欄は、一般競争入札等（一般競争入札及び企画競争）を行った計数である。

（注3）比較増△減の（ ）書きは、令和5年度の対4年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

(1) 一般競争入札等の着実な実施

真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等（一般競争入札及び企画競争）の競争性のある契約の締結に努め、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施する。

(2) 1者応札・1者応募の改善の取組

これまで、①公告時期の前倒し及び発注予定の事前公表による入札準備期間の十分な確保、②調達までの準備期間及び公告期間の十分な確保、③応募条件及び仕様書内容の見直し、④声かけ等による積極的な競争参加者の掘り起こし、⑤評価項目の具体化、⑥提出資料の見直し、⑦経済合理性、公正性及び透明性に留意した調達の分離・分割、⑧競争参加資格確認申請書の提出期限日及び入札執行日において1者の場合は再公告を行うなどの措置を講じてきた。

令和6年度についても、契約案件による特性に配慮しながら、これらの取組を引き続き実施する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 契約事務に関する内部チェックの強化

総務課は、適正な契約方法の実施や競争性を確保した調達に努めるため、個別の契約案件について、事前に担当部署からヒアリングを行い、内容及び調達に至るまでのスケジュールのチェックを行うとともに、複数の者が確実に入札することが確認できない場合は、すぐに当該契約の手続きの中断を指示し、複数の者が確実に入札することが確認できるまで当該契約の手続きを進めることを認めない。また、公告期間中において、複数の者が確実に入札に参加することになっているか確認を行う。

(2) 随意契約に関する内部統制の確立

契約審査委員会は、随意契約を締結することとなる契約案件については、契約の必要性、会計規程及び契約事務取扱細則等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を行う。

(3) 個々の契約案件の事後点検及び改善状況のフォローアップ

契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価に係る点検を行うとともに、上記(2)の契約審査委員会が審査を行った競争性のない随意契約や1者応札・1者応募となった契約案件を中心に個々の案件の事後点検を行う。また、その事後点検を踏まえた契約案件の改善状況のフォローアップを行う。

4. 自己評価の実施方法

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として事業年度終了後に実施し、主務大臣の評価を受ける。この主務大臣による評価結果をその後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

5. 調達等合理化の推進体制

(1) 契約審査委員会

- 委員長 総括理事（総務担当）
- 構成員 総務担当理事、財務会計担当理事、総括調整役、参事
（情報システム関係については、CIO補佐官、企画調整室IT活用課長が参加）
- 事務局 総務経理部総務課

(2) 契約監視委員会

- 委員長 委員の互選により選任
- 構成員 監事、外部有識者
- 事務局 総務経理部総務課、監理室